

Title	地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義とその効果
Sub Title	The significance and effectiveness of university planned programmes of citizenship education carried out in co-operation with a local municipality
Author	市島, 宗典(Ichishima, Munenori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2020
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.93, No.1 (2020. 1) ,p.259- 281
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小林良彰教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20200128-0259

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義と その効果

市 島 宗 典

- 一 はじめに
- 二 先行研究
- 三 本論文の位置づけ
- 四 調査対象となる主権者教育プログラム
- 五 地方自治体と大学との連携による主権者教育の効果
- 六 地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義
- 七 結論
- 八 おわりに

一 はじめに

二〇一五年六月に公職選挙法が改正され、二〇一六年の参議院議員通常選挙から一八歳選挙権がスタートした。

これまで日本では十分な主権者教育が行われておらず、一八歳選挙権の実現により、その必要性がクローズアップされている。

近年の各種選挙における投票率の低下に対し、日本学術会議は、初等中等教育における主権者教育重視への転換および生涯学習としての主権者教育の体制の確立を提言した。¹⁾ また、一八歳選挙権の実現に伴い、主権者教育の必要性が叫ばれ始め、文科科学省も総務省と連携し、高等学校における主権者教育用副教材を作成した。²⁾ わが国において主権者教育の議論が急激に高まり、その手法をどうすべきかについて検討していくことは社会的な要請であり、かつ、急務であると考えられる。

日本においては、主権者教育の手法を理論的背景から検討したものはほぼないのが現状であり、小中高それぞれのレベル別に主権者教育の手法を開発し、その内容が広く社会に普及し、実践されるようになれば、より効果的に主権者教育を実施することができるものと考えられる。さらに将来的には、昨今危惧されている若年層の政治参加の低下を解決に導く可能性があるものと期待される。

したがって本論文では、これまで地方自治体と大学とが連携して主権者教育の手法を開発し、実施してきた経緯をふまえ、その効果の検証を試み、その意義について考えていくことにしたい。

二 先行研究

これまで行われてきた主権者教育に関する研究を俯瞰してみると、中学校や高等学校の教員が中心となって主権者教育に当たる授業の事例を紹介しているもの(杉浦二〇〇八年、杉浦二〇一三年、日本シテイズンシップ教育フォーラム二〇一五年、橋本二〇一四年等)、海外の主権者教育の事例を紹介しているもの(北山二〇一四年、

ピースタ二〇一四年、長沼・大久保（二〇二二年等）が多数であり、主として教育学の領域で行われてきたものである。

政治学の領域では、政治参加や政治的社会化といった議論の中で、若年層の投票率はなぜ低いのかという観点から若年層の政治意識を研究の対象としてきたが、有権者となる前の小中高生を対象として、投票意欲を涵養させるための主権者教育の手法を具体的に検討してきた事例はかなり限られている（築山・小林 二〇一一年）。

主権者教育の主な目的は、有権者となる前の若年層に対して投票することの意義を伝え、積極的に政治に参加する有権者を育てていくことであり、このことは、政治学の領域においても必要不可欠な論点であると考ええる。

三 本論文の位置づけ

本論文で研究の対象としている愛知県においては、二〇〇五年度より、若年層に対する選挙啓発事業の一環として、県選挙管理委員会および市町村選挙管理委員会が模擬投票を用いた主権者教育を「選挙出前トーク」として実施している⁽³⁾。

本論文では、筆者および筆者が担当するゼミナールに所属する学生が、愛知県豊田市選挙管理委員会と連携して開発および実施した模擬投票を軸とした主権者教育プログラムを対象とし⁽⁴⁾、中でも最も実施量が多い、小学校における主権者教育を分析の対象とする。

具体的には、まず、地方自治体と大学との連携による主権者教育プログラムの受講児童を対象として実施した事前意識調査および事後意識調査の結果を取りまとめ、その効果を検証する。さらに、主権者教育を受け入れる側の小学校の担当教員、および、主権者教育を提供する側の地方自治体（選挙管理委員会事務局）に対するアン

ケート調査をふまえ、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義について検討することで、主権者教育の今後の課題を探っていくことにしたい。

四 調査対象となる主権者教育プログラム⁽⁵⁾

本論文が対象とする、豊田市選挙管理委員会が主管で二〇一六年度中に実施した「選挙出前トーク」は、二〇一六年一月二十八日から二〇一七年二月一七日の期間に市立小学校一五校で実施され、六年生が一五校八五六名、五年生が七校五八名の合計九一四名が受講した。

実施した主権者教育プログラムは、以下に内容を説明する A 案・B 案・C 案の三案であり、豊田市選挙管理委員会事務局が「選挙出前トーク」の実施を希望した各小学校の担当教員に企画案を示し、実施プログラムを選択してもらった。その結果、A 案実施校が六校（五年生三校二二名、六年生六校三二四名）、B 案実施校が七校（五年生三校二九名、六年生七校四三三名）、C 案実施校が二校（五年生一校八名、六年生二校九九名）であった。

主権者教育プログラム A 案は、投票のための情報収集方法を学ぶ企画である。児童が能動的な争点学習を行うことにより、投票行動決定の方法を学び、選挙公営により使用されているものを解説した上で、実際に目にして学ぶことを目的としている。具体的な手順としては、まず、授業の概要説明を行い（七分）、次に、選挙の際に候補者についての情報を知る手段としてのポスター、選挙公報および政見放送について紹介し、それらを順に見ながらワークシートの穴埋めを行うワーク（二五分）、模擬投票（二五分）、最後にインタビュー、質疑応答およびまとめを行う（八分）ものである⁽⁶⁾。

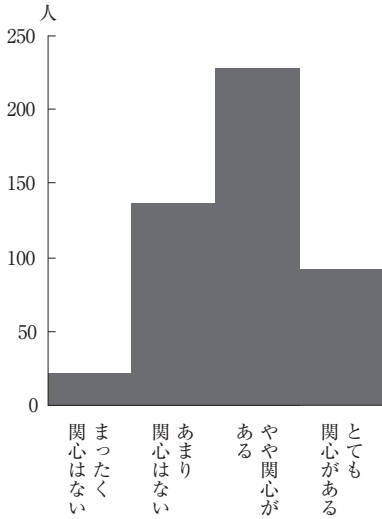
主権者教育プログラムB案は、正しい情報を得る大切さを学ぶ企画である。内容を知らないで投票することで陥る「投票の罠」について理解してもらい、正しい情報を得て投票する大切さを考えるきっかけをつくり、自ら考えて投票することのできる主権者を育てることを目的としている。具体的な手順としては、まず、授業の概要説明を行い（二分）、次に、具体的な事例から情報をきちんと確認しないと自分の望む結果にならないことを説明し、実際の選挙でも同様に意図しない結果になりうるという「投票の罠」について学び（二〇分）、模擬投票（二五分）、授業内容の復習を兼ね、正しく情報を伝える（受け取る）伝言ゲームを行い（二〇分）、最後にインタビュー、質疑応答およびまとめを行う（八分）ものである。

主権者教育プログラムC案は、投票にいたる手順を学ぶ企画である。公示日から投票日までの様子が示された複数の写真を読み解き、その内容から写真を投票までの正しい手順に並び替えてもらい、投票にいたるまでの一連の手順を学ぶことを目的としている。具体的な手順としては、まず、授業の概要説明を行い（二分）、次に、児童を数名ずつのグループに分け、公示日から投票日までの場面が示された写真を見ながら、その順番を話し合い、ワークシートに記入していき、各グループでの作業終了後、答え合わせおよび解説を行い（二〇分）、立候補者演説（三分）、模擬投票（二五分）の後に、インタビュー、質疑応答およびまとめを行う（五分）ものである。

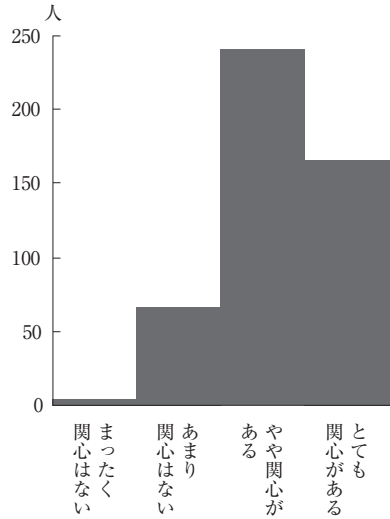
五 地方自治体と大学との連携による主権者教育の効果

地方自治体と大学との連携による主権者教育の効果を検証するにあたり、本論文で使用する事前意識調査および事後意識調査については、主権者教育プログラム受講の直前および直後に各小学校において、受講者全員を対象に実施した。本論文の分析においては、条件を揃えるために、政治および選挙について学習する六年生のみを

図表 2 政治に対する関心
(主権者教育受講前)



図表 1 社会に対する関心
(主権者教育受講前)

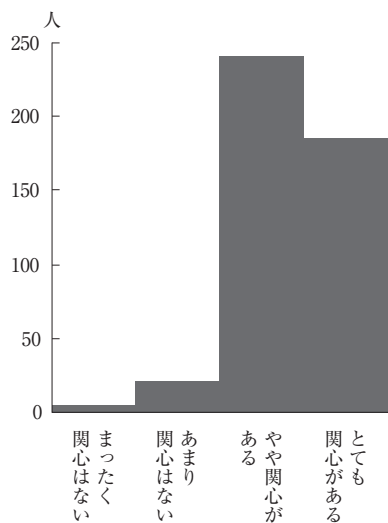


その対象とし、全ての設問に回答したサンプルのみを使用することとした。最終的なサンプル数は四七九人である。

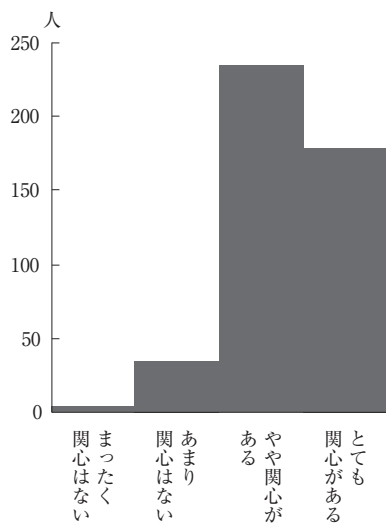
まず、意識調査の単純集計から、主権者教育の効果について検討してみたい。社会および政治に対する関心についてであるが、事前調査で社会に対する関心があるかどうかを尋ねたところ、八五・〇%の児童がとても関心がある、あるいは、やや関心があると回答した(図表1)。一方、政治に対する関心があるかどうかの設問については、それが七割を下回る六六・八%となった(図表2)。小学校六年生の時点ですでに、社会に対する関心はあっても、政治に対する関心は低いという興味深い結果となった。

事後調査で同様の質問をしたところ、社会に対する関心については八六・一%が、政治に対する関心については約九割にのぼる八八・九%が、とても関心がある、あるいは、やや関心があると回答した(図表3・図表4)。事前調査では、全体として政治に対する関心よりも社会に対する関心の方が高い傾向があったが、事後調査にお

図表4 政治に対する関心
(主権者教育受講後)



図表3 社会に対する関心
(主権者教育受講後)

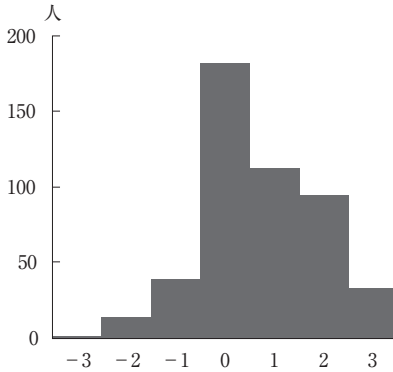


いては、社会に対する関心よりむしろ政治に対する関心の方が高くなっていることがわかる。

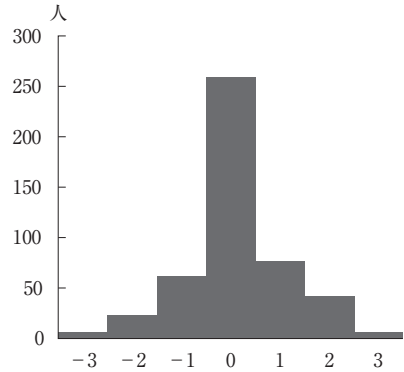
また、それらを個別ケースでみた場合、社会に対する関心については、過半数の五四・三％に変化がなく、二六・四％のみが関心を高めたが(図表5)、政治に対する関心については、変化がみられなかったのが三八・〇％であり、過半数を上回る五〇・九％が関心を高めたことがわかった(図表6)。社会および政治に対する関心については、主権者教育の受講前は、社会に対する関心よりも政治に対する関心が低いことがわかったが、主権者教育を受講することによって、それが大幅に改善されることがみてとれる。

次に、社会および政治についての学習意欲についてみる。事前調査において、社会についての学習が好きかどうか尋ねたところ、八四・〇％の児童がとても好き、あるいは、やや好きと回答した(図表7)。一方、政治についての学習になると、その割合は7割を下回る六七・二％となり、あまり好きではない、あるいは、まったく好きではないが約三分の一にのぼる三二・七％を占める

図表 6 政治に対する関心の変化
(主権者教育受講前後)



図表 5 社会に対する関心の変化
(主権者教育受講前後)

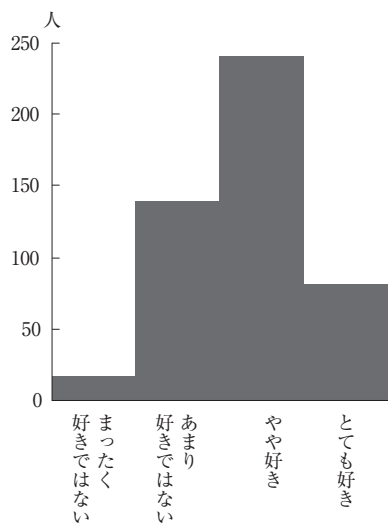


(図表 8)。ヒストグラムの形状も図表 1 と図表 7、図表 2 と図表 8 はほぼ同じ形状を示しており、学習意欲の高さあるいは低さが関心の程度と連動していることが推測される。

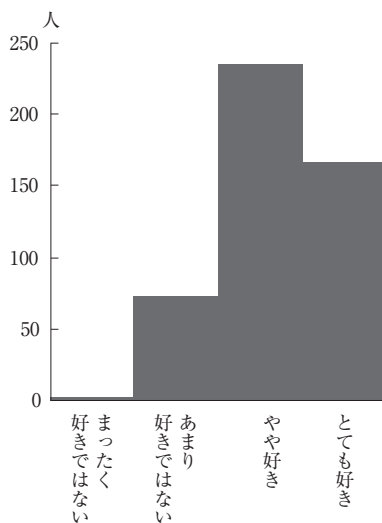
事後調査で同様の質問をしたところ、社会についての学習意欲、政治についての学習意欲いずれも八割以上でとても好き、あるいは、やや好きと回答した(社会 八三・一%、政治 八二・二%) (図表 9・図表 10)。学習意欲については若干、政治の方が低い傾向がみられるが、ヒストグラムの形状をみると、事前調査ではやや好きの次に多かった回答はあまり好きではないであったものが、社会についての学習意欲と同様に、やや好きの次にとても好きが多くなり、その形状が似通ったものとなったことがよくわかる。

また、それらを個別ケースでみた場合、社会についての学習意欲についても、政治についての学習意欲についても変化しなかった児童が最頻値(社会 五六・二%、政治 四二・八%)ではあるが、社会についての学習意欲については二五・四%が、政治についての学習意欲については四四・九%が学習意欲を高めたという結果となった(図表 11・図表 12)。政治というものに対する学習意欲は、小学校六年生時点においても、主権者教育の受講前は社会に対する学習意欲と比較して低いことがわかったが、主権者教育を受講することによって、その否定的な

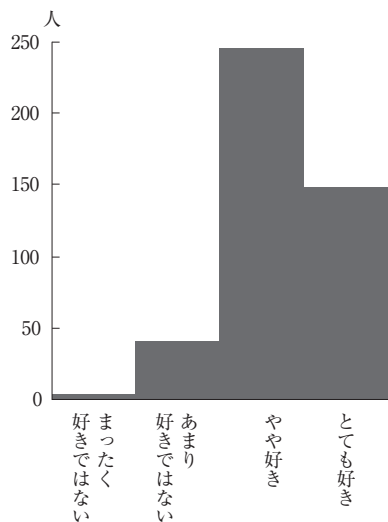
図表 8 政治についての学習意欲
(主権者教育受講前)



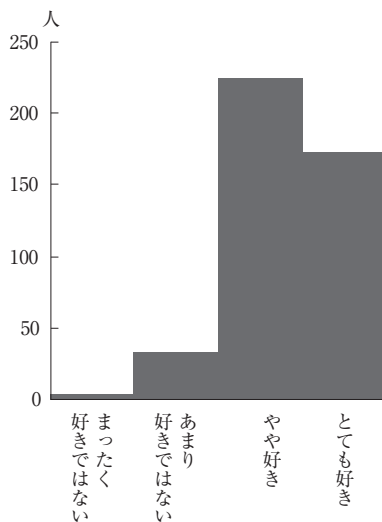
図表 7 社会についての学習意欲
(主権者教育受講前)



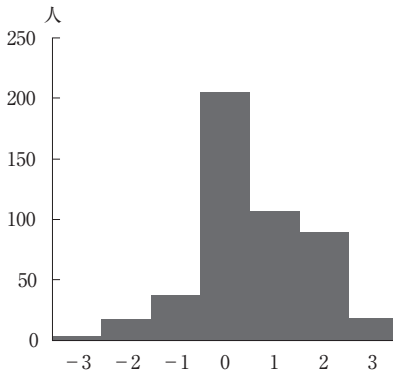
図表 10 政治についての学習意欲
(主権者教育受講後)



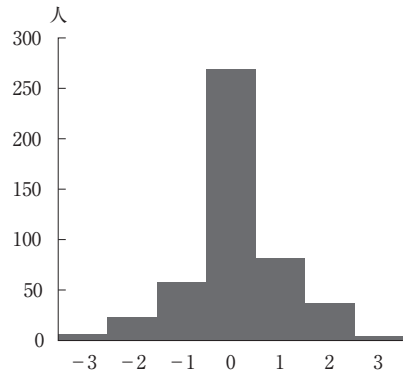
図表 9 社会についての学習意欲
(主権者教育受講後)



図表 12 政治についての学習意欲の変化
(主権者教育受講前後)



図表 11 社会についての学習意欲の変化
(主権者教育受講前後)



イメージがより払拭されることが明らかとなった。

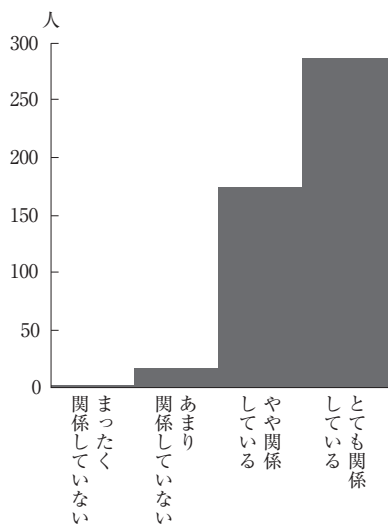
さらに、自分の生活と政治はどのくらい関係しているかとの質問については、事前調査においては、やや関係しているとの回答が最頻値(四〇・七%)であり、まったく関係していない、あまり関係していないという回答の合計も一九・八%と二割近くあった(図表13)。事後調査においては、まったく関係していない、あまり関係していないという回答の合計が三・八%にとどまった一方で、とても関係しているが最頻値(五九・九%)となり、ほぼ六割の児童がとても関係していると回答した(図表14)。

また、それらを個別ケースでみた場合、五五・七%の児童は回答に変化はなかったが、三八・四%の児童がより関係している方向に回答していることがわかった(図表15)。

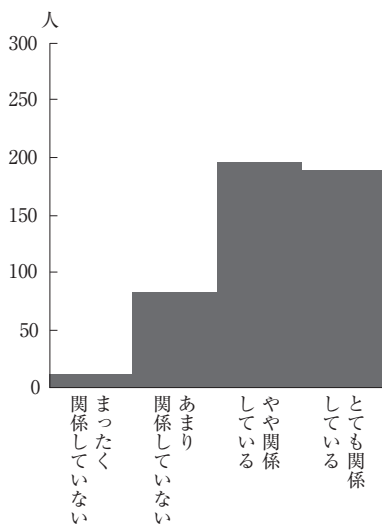
主権者教育の中で、直截的に生活と政治はかかわっていると言及することはほとんどないにもかかわらず、選挙の意義を伝える中で、児童自身が生活と政治が密接にかかわっていると理解していることを示すものと考えられ、主権者教育を行う意義が示されているものと言えよう。

単純集計の最後に、投票義務感についてであるが、事前調査においては、投票するしないは自由であるとの回答が一二・五%、投票はな

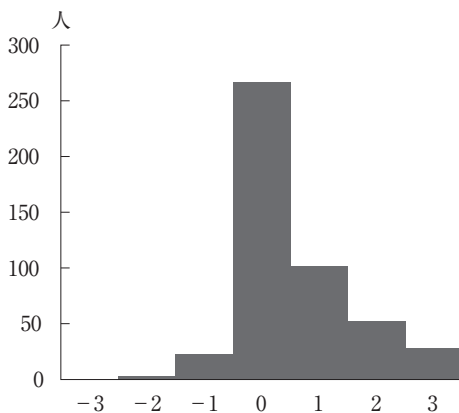
図表 14 生活と政治のかかわり
(主権者教育受講後)



図表 13 生活と政治のかかわり
(主権者教育受講前)



図表 15 生活と政治のかかわりについての変化
(主権者教育受講前後)



るべくした方が良いとの回答が五三・九%、投票は必ずしなくてはならないとの回答が三三・六%となり、投票はなるべくした方が良いとの回答が最頻値となった(図表16)。一方、事後調査においては、投票するしないは自由であるとの回答が五・八%と半分以上減少し、投票はなるべくした方が良いとの回答が四一・八%、投票は必ずしなくてはならないとの回答が五二・四%と、投票は必ずしなくてはならないとの回答が過半数となり、最頻値となった(図表17)。

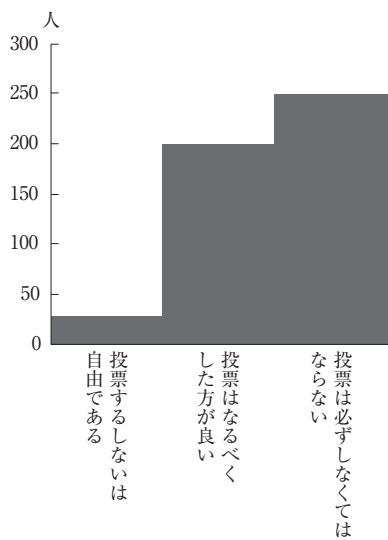
また、それらを個別ケースでみた場合、約三分の二にあたる六六・二%の児童に意識の変化はみられなかったが、約三割にあたる二九・一%の児童が投票義務感を増幅させる結果となった(図表18)。

わが国において、投票は義務ではなく権利であり、主権者教育の中では、投票に行かなければならないということにはふれていないにもかかわらず、主権者教育を通して選挙の意義を学んでいく中で、投票に行くべきであるという考えを持つていった様子が垣間みられる。

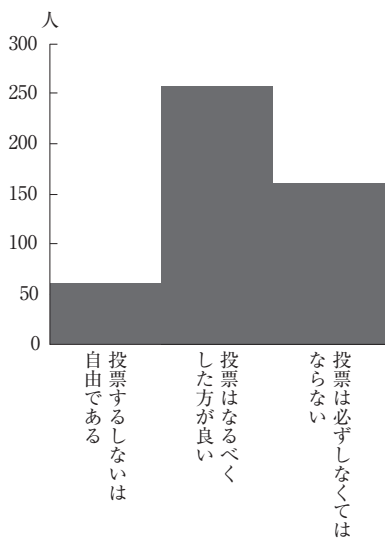
これまで、単純集計の結果から、地方自治体と大学との連携による主権者教育の効果について検討してきたが、それらの結果をふまえ、主権者教育を受講する前と後で投票意欲を規定する要因が異なっているのか、異なっているとすれば、どのように異なるのかについて検証を行うことで、地方自治体と大学との連携による主権者教育の効果についてまとめてみることにしたい。

具体的には、主権者教育受講前後において投票意欲がどのような変数によって規定されるかについて探る。分析手法としては、構造方程式モデリング(SEM)を用いる。従属変数としては投票意欲を、観測変数としては社会に対する関心(図表中の変数名(以下、同じ) 〓 社会関心)、政治に対する関心(政治関心)、社会についての学習意欲(社会学習)、政治についての学習意欲(政治学習)、政治についての会話の度合い(政治会話)、新聞ニュースへの接触度合い(新聞)、テレビニュースへの接触度合い(テレビニュース)、インターネットニュース

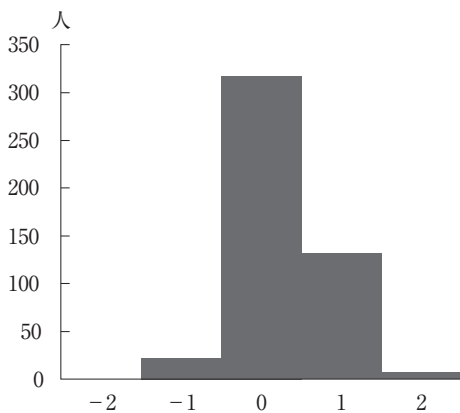
図表 17 投票義務感
(主権者教育受講後)



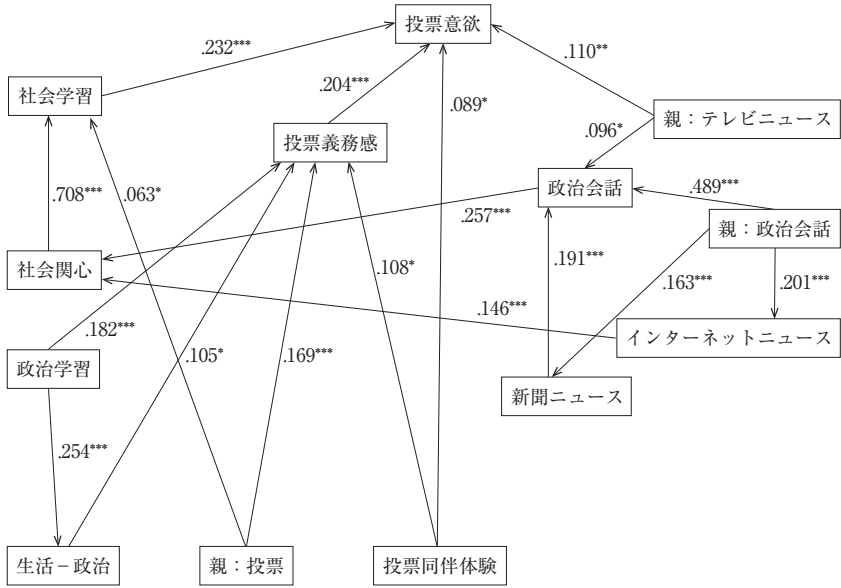
図表 16 投票義務感
(主権者教育受講前)



図表 18 投票義務感についての変化
(主権者教育受講前後)



図表 19 投票意欲の規定要因 (主権者教育受講前)

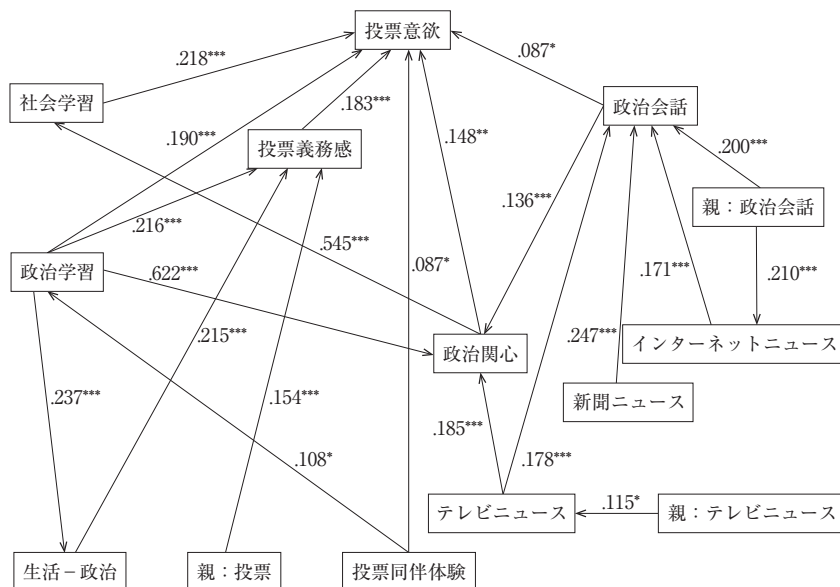


*** ≤ .005 ** ≤ .01 * ≤ .05
 N=479 $\chi^2=507.498$ d.f.=73 p=.000
 GFI=.871 AGFI=.815 RMSEA=.112

への接触度合い（インターネットニュース）、生活と政治との関係性（生活-政治）、投票義務感、親のテレビニュースへの接触度合い（親：テレビニュース）、親の政治についての会話の度合い（親：政治会話）、親の投票習慣（親：投票）、親の投票への同伴経験（投票同伴経験）とする。

まず、主権者教育受講前の時点において、児童の投票意欲を直接規定していたものは、影響力の強い順に、社会についての学習意欲、投票義務感、親のテレビニュースへの接触度合い、親の投票への同伴経験となっており、親の行動に規定されている度合いが高いことが明らかとなった。また、間接的には、親の政治についての会話が児童自身の政治についての会話を規定し、それが児童の社会に対する関心を高め、社会についての学習意欲を高め、投票意欲を高めていると説明することができる。直接的にも

図表 20 投票意欲の規定要因（主権者教育受講後）



*** ≤ .005 ** ≤ .01 * ≤ .05
 N=479 $\chi^2=898.202$ d.f.=70 p=.000
 GFI=.764 AGFI=.646 RMSEA=.157

間接的にも、親の行動が児童の行動や関心、学習意欲を規定し、投票意欲へ結びついていることが示された。これは、政治的社会的議論を肯定するものである（図表19）。

また、主権者教育受講後の時点において、児童の投票意欲を直接規定していたものは、影響力の強い順に、社会についての学習意欲、政治についての学習意欲、投票義務感、政治に対する関心、政治についての会話の度合い、親の投票への同伴経験となっており、主権者教育受講前とは異なり、児童自身の意欲や意識、行動が投票意欲を規定していることが明らかとなった。間接的には、政治の学習意欲が政治に対する関心を高め、それが社会についての学習意欲を高め、投票意欲を高めていると説明することができる。直接的にも間接的にも、児童自身の意識や行動が投票意欲を規定していることが明らかとなり、主権者教育受講前との最大

の違いである (図表 20)。

さらに、主権者教育受講前後の結果を比較してみると、主権者教育受講前においては、親のテレビニュースへの接触度合いが児童の投票意欲を規定したり、親の政治についての会話の度合いが児童の政治についての会話の度合いや新聞ニュースやインターネットニュースへの接触度合いに影響を及ぼしていたり、親の投票習慣が投票義務感や社会についての学習意欲へ影響を及ぼしているように、親の行動が児童の意識や行動に影響を及ぼしていることがみてとれた。一方、主権者教育受講後においては、児童の意識や行動に対する親の行動の影響が限定的となり、児童の意識や行動が親によらないことが確認できる。

このことは、主権者教育を受講していない状況においては、児童の投票意欲あるいはその他、政治や社会に対する意識は家庭環境に大きく依存していることを示すものであると理解できる。つまり、親が政治についての会話をよくしていたり、テレビニュースをよく見ていたり、投票習慣があるような家庭環境にある児童であれば、政治に関する会話をする度合いが高かったり、ニュースに触れる頻度が多かったり、社会に対する関心やその学習意欲が高く、投票意欲も高いことが示されている。また、主権者教育を受講した状況であれば、児童の投票意欲あるいはその他、政治や社会に対する意識は家庭環境に依存することなく、児童自身の政治・社会についての学習意欲や新聞・テレビ・インターネットのニュースへの接触度合いに依存するため、投票意欲を高めるには、政治や社会に対する学習意欲をかき立てたり、ニュースメディアへの接触を増やしたりする方策が求められると理解することができる。

この結果が示していることは、主権者教育を行わなければ、投票意欲は家庭環境によって規定されてしまうため、それを高める余地は少ないということである。逆に、主権者教育を行えば、家庭環境に関係なく投票意欲が規定されるため、それを高める可能性が広がることを意味する。

家庭環境と関連して、ここでひとつ強調すべき変数について考えたい。それは、親の投票への同伴経験についてである。投票意欲の規定要因についての分析の結果、主権者教育受講前の時点において、投票の同伴経験については投票意欲を直接規定し、間接的には、投票義務感を通して投票意欲を高める効果が確認された。また、主権者教育受講後においても、投票意欲を直接規定し、間接的には、政治についての学習意欲を通して投票意欲を高める効果が認められている。親の投票への同伴経験という変数は、その他の親の行動についての変数と異なり、主権者教育受講の有無に関係なく、児童の投票意欲を規定するキーとなる変数であると言える。

従来、公職選挙法では、投票所に入ることのできる子どもは幼児に限定されていたが、公職選挙法の一部改正により、二〇一六年六月よりその範囲が拡大され、児童・生徒その他の年齢一八歳未満の者も投票所に入ることができるようになった。総務省の通知によれば、その法改正の趣旨として、一八歳選挙権が実現し、若年層の投票率が極めて低いことに鑑み、早い段階から主権者としての自覚を持つてもらえるよう法改正を行ったとしている。さらに、投票所への同伴が可能となることで、家庭で選挙や投票に関することが話題になることもその効果として指摘している。また、教師が社会科学見学として学校の児童・生徒を引率することも差し支えないとしてもおり、主権者教育の一環ともなる制度改正であると考えられる。⁽⁷⁾

この公職選挙法改正は、本論文における分析結果からしても理に適うものであり、今後の選挙啓発事業において、投票所への子どもの同伴を積極的に進めることが、子どもたちの投票意欲を高めることにつながるものと言えよう。

六 地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義

最後に、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義について考えていきたい。そのために、本論文で対象とした地方自治体と大学との連携による主権者教育プログラムに申し込んだ小学校の担当教員、および、その実施主体の豊田市選挙管理委員会事務局に対し、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義を問う自由記述式のアンケート調査を実施した。その結果をもとに、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義について検討していくことにしたい。

まず、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義として最も評価されていたことは、小学校教員、選挙管理委員会事務局いずれからも、それを受講する小学生により年齢の近い大学生主体で主権者教育を行うことで、より親近感が湧き、より選挙や政治について伝わりやすく、児童の反応が良いことが指摘された。これは、地方自治体と大学との連携による主権者教育実施以前に、選挙管理委員会のみによる主権者教育を実施したことのある小学校の教員からは、児童の反応がより良くなったこと、また、選挙管理委員会事務局からは、児童の反応がより良くなったことともに、学校現場の教員の反応も良くなったことが指摘された。

主権者教育そのものの直接的な効果のみならず、副次的な効果も指摘された。小学校の教員からは、年齢の近い大学生が行っていることでより親近感が湧き、主権者教育にかかわっている大学生がロールモデルとなっている側面があるようだと言及があった。また、選挙管理委員会事務局からは、大学生自身の選挙や政治に対する関心や意識を高めているのではないかとという、主権者教育を実施している側の大学生自身の主権者教育にもなっているのではないかとということが指摘された。

また、実施する主権者教育プログラムについて、複数の企画からの選択制を採用したことについては、学校の

規模、学校の特色、政治・選挙の授業の進み具合から選択できることにより評価された。学校の規模や雰囲気は、同じ地方自治体内であっても、学校のある地域によってさまざまであることが多く、各地方自治体内部における地域性を考慮した企画を複数持つことの必要性を指摘することができる。

さらに、学校現場からは、選挙管理委員会が主権者教育を行っていることを知らなかった（広く知られていない）ことが指摘されており、その広報の手法について課題が残されている。また、主権者教育を申し込み制ではなく、全員が受けられるよう義務化すべきとの声が教育現場からもあり、この点については、主権者教育の在り方にかかわる問題であるため、選挙管理委員会のみならず、教育委員会をも巻き込んだ議論が求められる。

七 結論

本論文では、筆者および筆者が担当するゼミナールに所属する学生が、地方自治体と連携して主権者教育の手法を開発し実践してきた、模擬投票を軸とした主権者教育プログラムの効果の検証を試み、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義について考えることを目的とした。そのために、主権者教育プログラムの受講児童を対象として実施した事前意識調査および事後意識調査の結果を取りまとめ、その効果を検証し、主権者教育を受け入れる側の小学校の担当教員、および、主権者教育を提供する側の地方自治体（選挙管理委員会事務局）に対するアンケート調査をふまえ、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義について検討した。

まず、主権者教育プログラムの受講児童を対象として実施した意識調査の結果からは、主権者教育を受講することで、政治に対する関心やその学習意欲が高まること、自分の生活と政治とのかかわりがあるという意識や投票義務感が高まることが確認された。主権者教育受講前においては、親の政治的会話の頻度やメディア接触の頻

度、投票に同伴した経験があるかといった、親の行動が児童の投票意欲を規定していたが、受講後には、児童自身の政治関心や社会や政治についての学習意欲といった、児童自身の意識が投票意欲を規定していた。つまり、主権者教育を受講していない状況においては、児童自身の投票意欲は家庭環境に大きく依存しており、主権者教育を受講すれば、それは児童自身の学習意欲やメディア接触によって規定されるようになるということである。

この結果が示していることは、社会における主権者教育の必要性である。主権者教育なしでは、親の行動如何で子どもの投票意欲が規定されてしまい、子どもの投票意欲を高めるきっかけをつかむことが困難であるが、主権者教育を行うことで、子どもの投票意欲に対する家庭環境の影響を払拭できるため、子どもの投票意欲を向上させるチャンスが生まれるものと考えられる。

また、主権者教育を受け入れる側の小学校の担当教員、および、主権者教育を提供する側の地方自治体（選挙管理委員会事務局）を対象として実施したアンケート調査からは、地方自治体と大学との連携による主権者教育の意義として、それを受講する小学生により年齢の近い大学生が主権者教育を行うことは、親近感を湧かせ、児童の反応はもちろんのこと、学校現場の教員の反応も良くしていることが挙げられる。さらに、その副次的な効果としては、大学生が児童のロールモデルになりうること、また、主権者教育を実施する側の大学生自身にとつての主権者教育にもなっていることが指摘された。

八 おわりに

最後に、本研究に残された課題と今後の展望について述べ、締めくくるところにしたい。

まず、本論文では、主権者教育の実施回数の多い小学校で実施している主権者教育プログラムを対象とした分

析を行った。今後は、分析対象を中学校・高等学校・大学へと広げていくことで、それぞれの段階における主権者教育の効果について明らかにし、それらの結果を比較することで、主権者教育の効果の全体像を明らかにしていくことが求められるであろう。

また、主権者教育プログラムをより良いものとしていくために、それぞれの企画ごとの分析を進め、その特徴をあぶり出すことで、主権者教育を受け入れる（実施する）学校現場への寄与とするとともに、その成果を広く社会と共有し、主権者教育の改善およびその普及への貢献としていきたい。

さらに、本論文の結果から、主権者教育の必要性はもちろんのこと、親の投票への同伴経験が子どもの投票意欲に大きく影響していることが明らかとなった。このことは、公職選挙法の改正もふまえ、投票の際に子どもを同伴するよう勧めることは、子どもの投票意欲を向上させることに寄与することを示している。これは、現在の親世代の投票率を高める効果のみならず、将来、子どもたちが有権者となった時の投票率を高める効果が期待されるものである。

昨今、若年層の投票率の低下が叫ばれ、若年層への選挙啓発（特に臨時啓発）ばかりがクローズアップされがちであるが、親世代へ向けての選挙啓発と、その結果としての親世代の投票率向上が、将来、有権者となる子どもたちの投票率向上へつながる可能性があることを指摘するとともに、常時啓発としての主権者教育を広げていくことが極めて重要であることを述べ、締めくくりにしたい。

- (1) 日本学術会議 政治学委員会 政治学委員会政治過程分科会「提言 各種選挙における投票率低下への対応策」、二〇一四年、二〇頁。

- (2) 総務省・文部科学省『私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために』、二〇一五年。

- (3) 二〇〇五年度から二〇一一年度までは県選挙管理委員会がすべて主管で実施し、二〇一二年から小学校を市町村選挙管理委員会の主管とし、二〇一七年度からは中学校も市町村選挙管理委員会の主管とした。二〇一九年度現在、高等学校は県選挙管理委員会の主管、小学校および中学校は市町村選挙管理委員会の主管となっている。
- (4) 地方自治体（選挙管理委員会）と大学との連携については、総務省 常時啓発事業のあり方等研究会「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書 社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して「新たなステージ「主権者教育」へ」、二〇一一年、二二頁において、全国の常時啓発活動の事例の中で、大学との連携 事例② 大学の授業、ゼミ等の活用として取り上げられている。そのレポートとしては、市島宗典「中京大学における「若年層に対する選挙啓発に関する政策提案」への取り組み」愛知県選挙管理委員会と連携し「Voters」第五号、二四―二六頁、二〇一二年を参照されたい。また、主権者教育における地方自治体（選挙管理委員会）と大学との連携については、市島宗典「大学における学びを社会に 大学生による高校生のための「選挙出前トーク」『Voters』第二九号、一八一―一九頁、二〇一五年を参照されたい。
- (5) 総務省 主権者教育の推進に関する有識者会議（第二回）配付資料 1 において、「多様な手法による選挙出前授業の例」として紹介されている。詳しくは、http://www.soumu.go.jp/main_content/000463932.pdf を参照されたい。
- (6) 小規模校においては、時間に余裕があるため、候補者によるパネルディスカッションや候補者と児童による質疑応答を実施することもある。
- (7) 二〇一六年四月二十八日 総務省自治行政局選挙部選挙課長発 各都道府県選挙管理委員会書記長宛通知「投票所に入ることができる子供の範囲の拡大に関する質疑応答集について」。

参考文献

市島宗典「中京大学における「若年層に対する選挙啓発に関する政策提案」への取り組み」愛知県選挙管理委員会と連携し「Voters」第五号、一四―一六頁、二〇一二年

市島宗典「大学における学びを社会に 大学生による高校生のための「選挙出前トーク」『Voters』第二九号、一八一―一九頁、二〇一五年

北山夕華『英国のシテイズンシップ教育』早稲田大学出版部、二〇一四年

杉浦真理『主権者を育てる模擬投票』きょういくネット、二〇〇八年

杉浦真理『シテイズンシップ教育のすすめ』法律文化社、二〇一三年

総務省 常時啓発事業のあり方等研究会『常時啓発事業のあり方等研究会』最終報告書 社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して―新たなステージ「主権者教育」へ―、二〇一一年

総務省・文部科学省『私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために』、二〇一五年
築山宏樹・小林良彰「神奈川県模擬投票の教育効果」、神奈川県・慶應義塾大学編著『自治体の政策刷新効果と地域力

―検証 ローカル・デモクラシー―ぎょうせい、二〇一一年

長沼豊・大久保正弘編著『社会を変える教育』キーステージ21、二〇一二年

日本学術会議 政治学委員会 政治過程分科会「提言 各種選挙における投票率低下への対応策」、二〇一四年

日本シテイズンシップ教育フォーラム編『シテイズンシップ教育で創る学校の未来』東洋館出版社、二〇一五年

橋本涉編著『シテイズンシップの授業―市民性を育むための協同学習』東洋館出版社、二〇一四年

ピースタ、ガート『民主主義を学習する―教育・生涯学習・シテイズンシップ』勁草書房、二〇一四年

謝辞

本論文の執筆にあたっては、主権者教育プログラムの開発およびその実施、さらに、受講児童に対する意識調査の実施に多大なご尽力を賜った愛知県豊田市選挙管理委員会および愛知県豊田市選挙管理委員会事務局の皆さま、および、愛知県豊田市内の選挙出前トーク実施校の先生方に、この場を借りて、深く感謝の意を表したい。